



あしたへ 生きる

2011.12
第32集

な か がわまち
那珂川町

もくじ

ページ

- 3 家庭で…相手の姿が見えなくても
- 5 学校で…遊びのつもりがいじめに
- 7 職場で…誰もがいきいきと
- 9 地域で…決めつけないで
- 11 那珂川町の取り組み
- 12 人権力レンダー
- 13 詩「星とたんぽぽ」
- 14 男女共同参画推進センター「あいなか」の紹介



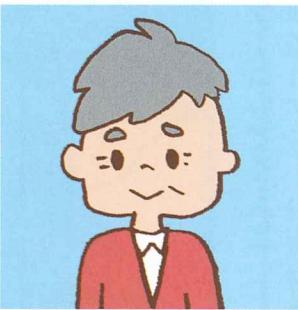
おとうさん



おかあさん

なかがわけんと
(けんちゃん)

おばあちゃん



おじいちゃん

家族紹介

1948(昭和23)年12月10日に第3回国際連合総会において
「世界人権宣言」が採択されました。

この「世界人権宣言」は、
現在の国際的な人権尊重の精神のもととなっています。

日本では、12月10日の「人権デー」を含む、
12月4日～12月10日を人権週間と定めて
人権尊重のための啓発活動を全国的に展開しています。

この「あしたへ生きる 第32集」も
その取り組みの一環として作成しました。
今回は、私たちの身の回りの出来事であたりまえのこととして見逃したり、
気づかなかったりしていることで、
実は人権問題につながっているという問題について
みなさんと一緒に考えたいと思います。

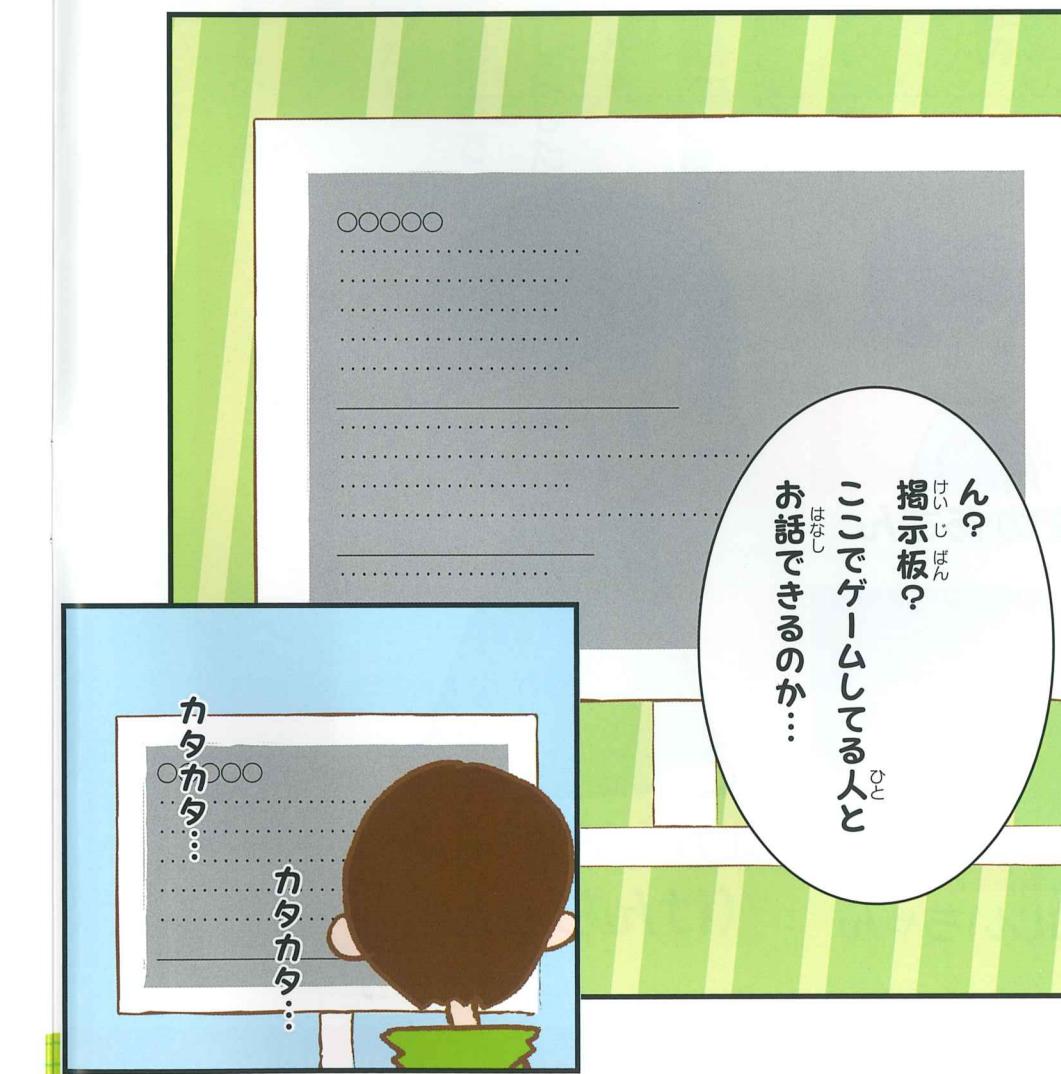
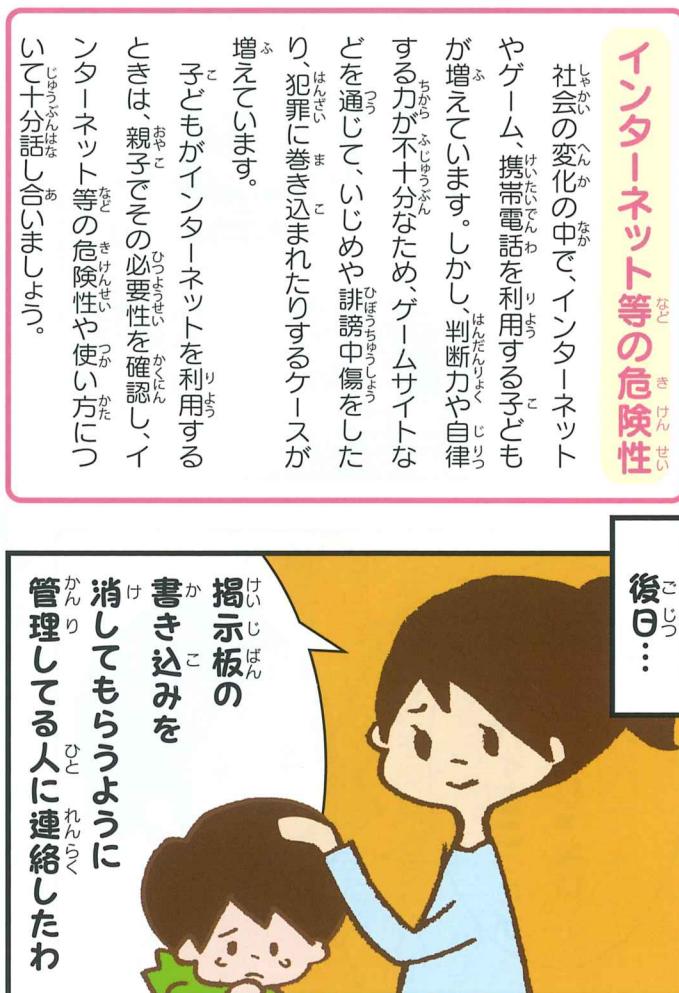
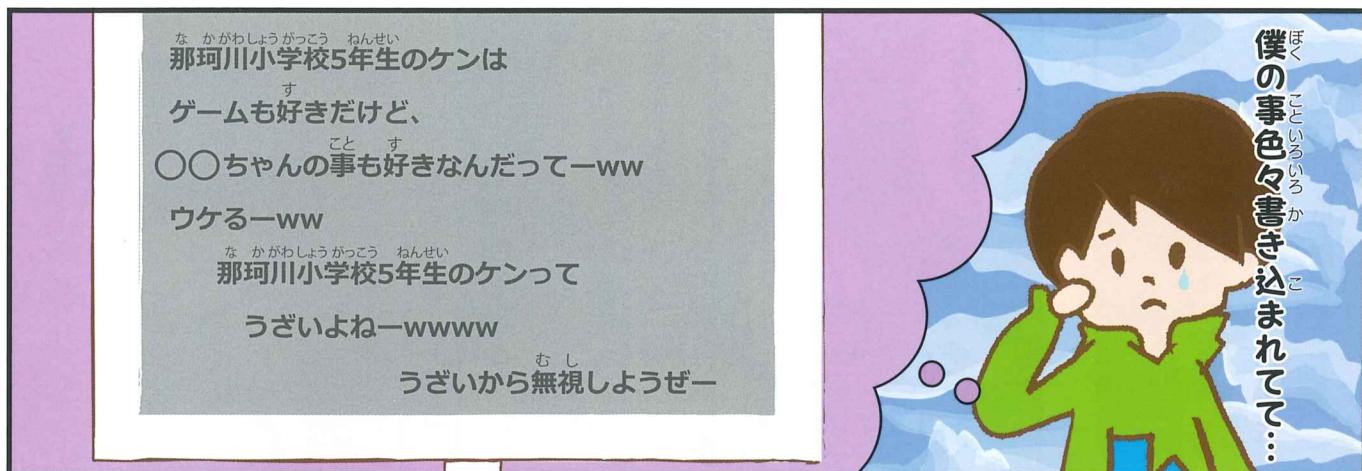
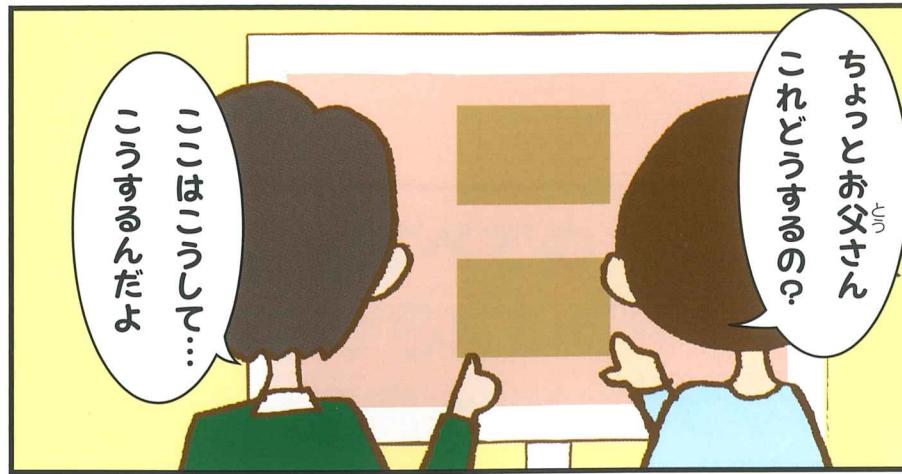
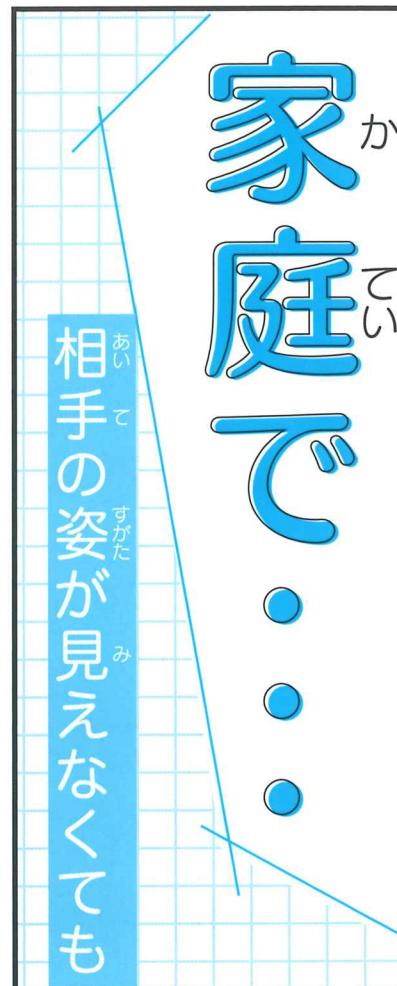
すべての人間は、
生まれながらにして自由であり、かつ、
尊厳と権利とについて平等である。

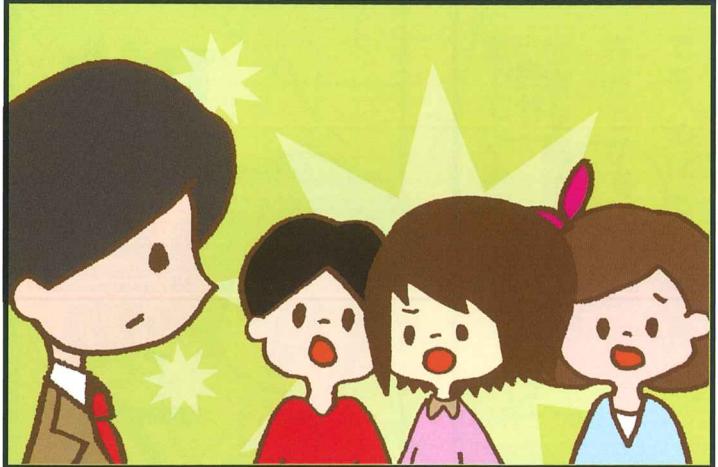
～世界人権宣言第1条抜粋～

人権ってなんだろ？

家庭で

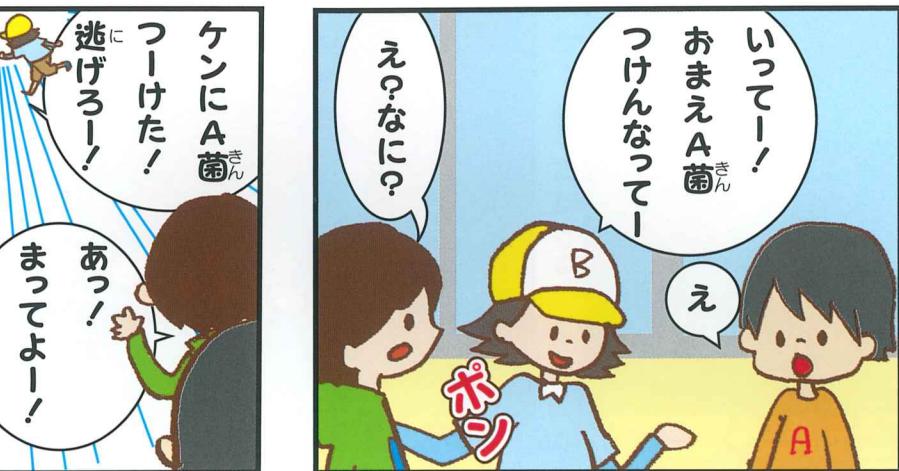
相手の姿が見えなくても





がっこうで

遊びのつもりがいじめに



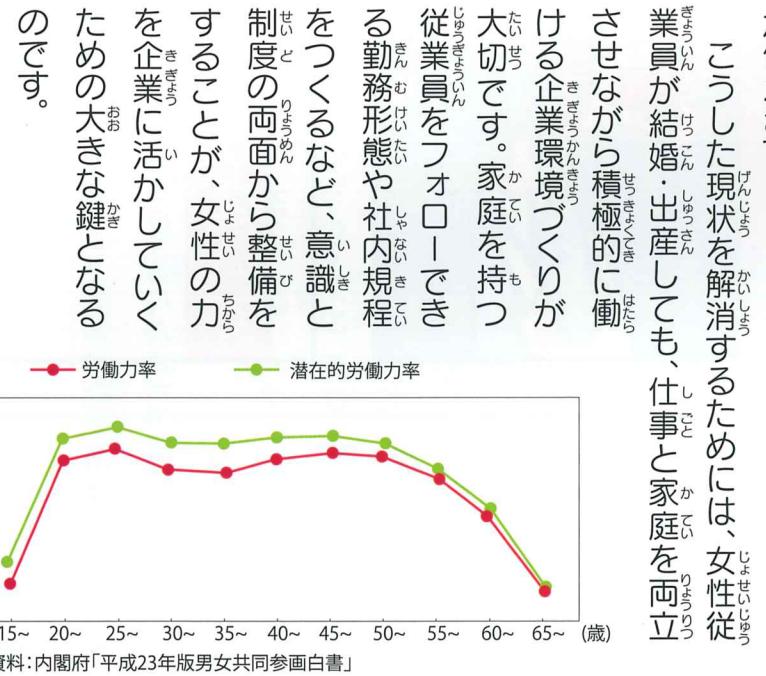
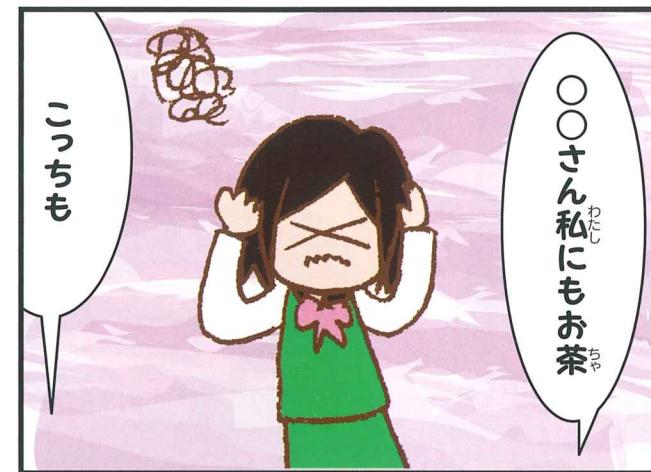
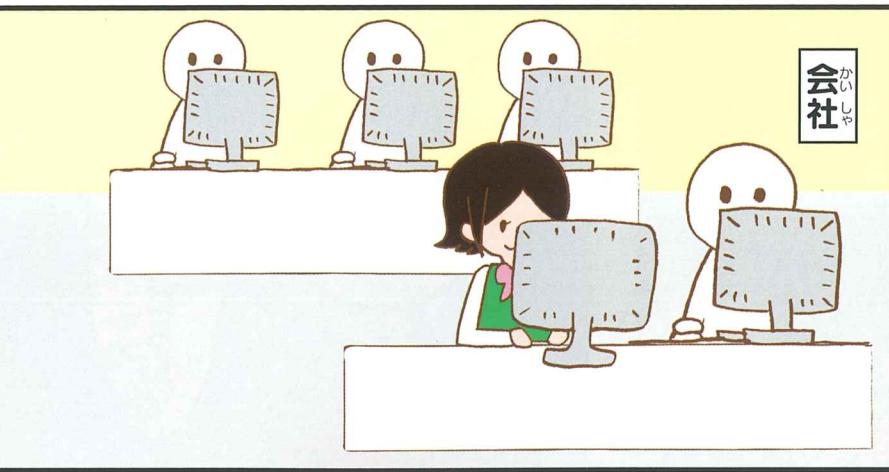
子どもたちの遊びに、このよ
うな鬼ごっこを発展させたバイ
菌ごっこがあります。また、バイ
菌ごっこに限らず、色んな遊び
が、意図せず「いじめ」のきっかけ
になることがあります。

いじめを受けた子どもは心
に大きな傷を負い、人と接する
事が怖くなり不登校や引きこ
もり、ひどい場合は自殺にまで
発展するケースもあります。

いじめが発生する原因や背
景にはそれぞれの問題があり
ますが、その根底には、他者に
対する思いやりやいたわりと
いった人権を尊重する意識の希
薄さがあると思われます。
常に相手の立場に立つて考え
行動する事が大切です。

職場で・・・

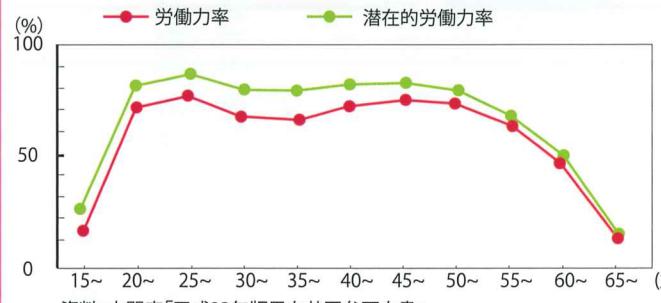
誰もがいきいきと

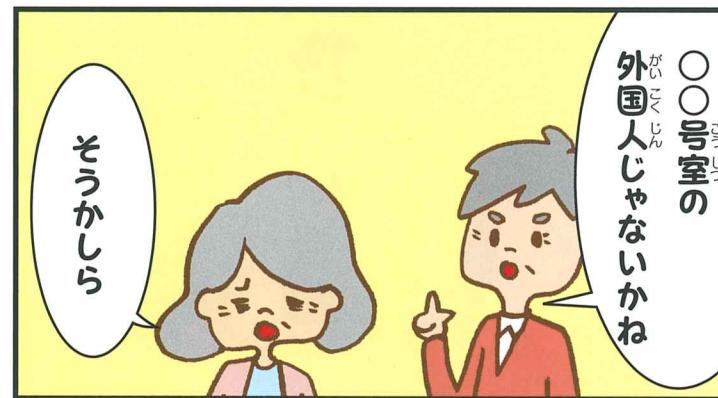
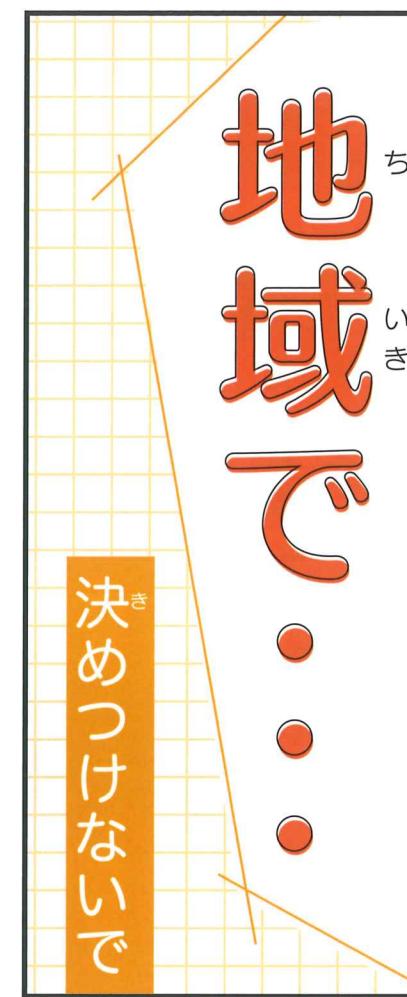


でも、私は結婚しても
子どもができても
仕事を続けたいと
思っていますよ！

しかし、女性は結婚や出産で
すぐ仕事を辞めてしまうだろう。
あまり重要な仕事は
任せられないよ

でも、私は結婚しても
子どもができても
仕事を続けたいと
思っていますよ！





那珂川町の取り組み

那珂川町では、人権問題の解決に向けて、人権フェスタをはじめとした各種イベントや講演会・研修会に取り組んでいます。今後も町民の皆さんをはじめ、地域、各種団体、事業者との協働のもと、「人権を尊重し、学び、輝くまちづくり」をめざして取り組んでまいります。

人権を尊重し、学び、輝くまちづくり

人権意識を
高揚する

人権意識を
育む

男女共同参画を
推進する

子どもの個性や
長所・学力を伸ばす

すべての住民に開か
れた活動の場をつくる

人や郷土を大切に
する心を涵養する

那珂川町人権教育・啓発基本方針

町では、真に差別のない、人権を大切にし、心豊かなまちづくりの実現に向けて、様々な人権問題を解決していくために「那珂川町人権教育・啓発基本方針」を2009(平成21)年3月に策定しました。

基本方針の柱

すべての
差別をなくす
施策の推進

地域における
豊かな人間関係
づくりの活性化の
推進

住民と行政が
協働で取り組む
人権教育・
啓発の推進

解決を目指す様々な人権問題

同和問題

女性に
に関する問題

子どもに
に関する問題

高齢者に
に関する問題

障がい者に
に関する問題

外国人に
に関する問題

HIV感染者などに
に関する問題

様々な
人権問題

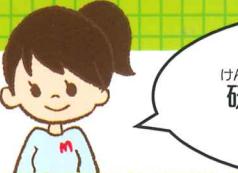
人権カレンダー

5月

恵子児童館子どもまつり

人権を大切にする子どもを育てるために、子どもの健全育成を支援する団体等で実行委員会を組織し、開催しています。

遊びのコーナー・体験コーナー・
竹細工コーナーなど楽しいよ
遊びに来てね



みなさんも、
研修会や行事などに
参加しましょう!

とき 毎年5月第4土曜日
ところ 恵子児童館、町民体育館、
福岡県立福岡学園



7月

同和問題啓発強調月間

福岡県・各市町村では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めて、部落差別をなくす運動を展開しています。



駅・スーパーなどで
街頭啓発や、研修会、同和問題講演会、
啓発冊子の発行などがされています

同和問題講演会

同和問題啓発強調月間の一環として、全町民を対象に開催しています。

とき 每年7月の土曜日
ところ ミリカローデン那珂川

7月~

各区公民館人権問題研修会

人権が大切にされる地域づくりを目指し、各区公民館において、人権問題研修会を開催しています。

12月

人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言にちなみ、12/4～12/10を人権週間と定めて、人権尊重のための啓発活動を全国的に展開しています。

駅やスーパーでの
街頭啓発や、啓発冊子の
発行などが
されていますよ



人権フェスタなかがわ

人権週間の一環として、町民組織である人権フェスタなかがわ実行委員会を組織しています。

とき 每年12月の人権週間中の日曜日
(今年は12月4日)

ところ ミリカローデン那珂川

人権劇やコンサート、
人権作品の展示、バザー、
クイズラリーなど盛りだくさんなので
遊びに来てね



那珂川町男女共同 参画推進センター

あいなか

さんかくでみんなのわをつなごう！

那珂川町では、男女がお互いの人権を尊重し、個性と能力を活かし、社会や家庭においてともに責任を担い、男女がともに、自分らしく、輝いて生きる男女共同参画のまちづくりを目指します。

男女共同参画推進センターあいなか

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等を推進するための拠点です。

住民の皆さまの男女共同参画に関する学習・情報収集の場として、また、男女共同参画を推進する団体の自主的な活動、団体交流の場として利用できます。



あいなか(愛称)とは

性別により、「男が先、女が後」や「男が上、女が下」や「家長という男が上座、家内や奥様が下座」などという性別による壁や差別意識をなくしていくために、みんな平等に「あいなか(真ん中)」にすることが「人間らしくていいのではなく、とのメッセージが込められています。

愛・那珂、あー田舎、あーいなか、あーいい仲間というイメージも込められています。公募により決まりました。

①多目的室

「登録団体は無料で利用できます。」

那珂川町における男女共同参画を推進する団体として登録した団体の活動・交流の場として無料でご利用いただけます。



②情報コーナー

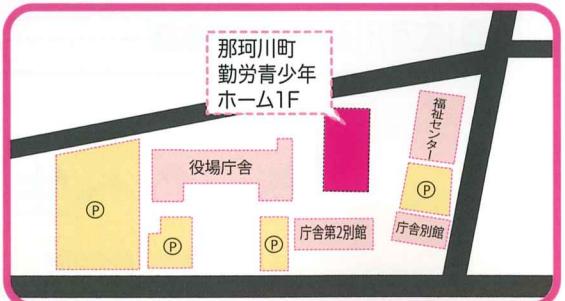
男女共同参画に関する図書やビデオなどの資料を設置しています。学習・情報収集・交流の場として、どなたでも無料で利用できます。



那珂川町男女共同 参画推進センター あいなか

開館時間
平日及び土曜日 9時から22時まで
日曜日及び祝日 9時から17時まで

休館日
12月29日から翌年1月3日まで
TEL:092-953-2211(那珂川町役場 人権政策課 男女共同参画担当)
FAX:092-953-0688



星とたんぽぽ

青いお空のそこふかく、

海の小石のそのように、

夜がくるまでしづんでる、

昼のお星はめにみえぬ。

見えぬけれどもあるんだよ、

見えぬものもあるんだよ。

ちってすがれたたんぽぽの、

かわらのすきに、だアまつて、

春のくるまでかくれてる、

つよいその根はめにみえぬ。

見えぬけれどもあるんだよ、

見えぬものもあるんだよ。

出典 金子みすゞ童謡集『わたしと小鳥とすずと』(JULA出版局)より



人権問題に関する相談窓口

子どもに関すること

- 子どもの人権110番 0120-007-110
- 那珂川町子育て支援課 092-953-2211
- 那珂川町保健センター 092-953-2211
- 那珂川町教育委員会学校教育課 092-953-2211
- 福岡児童相談所 092-586-0023

女性に関すること

- ちくし女性ホットライン 092-513-7335
- 福岡県男女共同参画センターあすばる相談室 092-584-1266
- 那珂川町人権政策課 092-953-2211

高齢者・障がい者に関すること

- 福岡県障害者110番 092-584-6110
- 福岡県社会福祉協議会高齢者総合相談事業 092-584-3344
- 那珂川町高齢者支援課(高齢者福祉サービス・介護保険) 092-953-2211
- 那珂川町地域包括支援センター(高齢者総合相談窓口) 092-953-2211
- 那珂川町福祉課 092-953-2211

同和問題に関すること

- 那珂川町人権政策課 092-953-2211
- 那珂川町教育委員会社会教育課 092-952-2092

人権問題・人権全般に関すること

- 福岡法務局筑紫支局 092-922-2881
- 那珂川町人権政策課 092-953-2211

あしたへ生きる 第32集

発行：那珂川町

編集：那珂川町同和問題等啓発資料編集委員会

印刷：株式会社ディスジャパン